

令和 7 年 1 月 定例教育委員会議事日程

日時 令和 7 年 1 月 9 日 (木)

午後 3 時開議

場所 市川市役所第 2 庁舎 大会議室

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 議案第28号 市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について
議案第29号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 5 閉会

令和 7 年 1 月 定例教育委員会提出議案

議案第28号	市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	教育総務課	1
議案第29号	市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・	社会教育課	5

議案第 28 号

市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について

市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 9 日 提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

理 由

表彰候補者選考委員会は本市教育委員会の内部組織であることから、教育長が選考委員会に諮問する旨の規定を見直すため、本規程の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会訓令第 号

市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部を改正する規程

市川市教育委員会教育功労者表彰規程（平成14年教育委員会訓令第3号）
の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「諮り、その選考結果に基づき」を「おける選考結果に基づき、」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について

現	行	改 正 後
(表彰候補者の決定) 第5条 教育長は、前条の規定により推薦のあったものについて、次条に規定する表彰候補者選考委員会に諮り、<u>その選考結果に基づき</u>表彰候補者を決定するものとする。 2 (略)		(表彰候補者の決定) 第5条 教育長は、前条の規定により推薦のあったものについて、次条に規定する表彰候補者選考委員会における選考結果に基づき、<u>表彰候補者を決定するものとする。</u> 2 (略)

議案第 29 号

市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 9 日 提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

理 由

公民館等に設置された施設予約に使用する情報端末について、スマートフォン等の普及による利用件数の減少を踏まえて使用を終了し、その賃貸借期間の末日である令和 7 年 2 月 28 日までに各施設から撤去することとしたことから、情報端末に係る表記を削除する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年教育委員会
規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「又は市の施設に設置される情報端末」を削る。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

現	行	改	正	後
(使用者登録を受けたものに係る使用許可の申請の予約等) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 使用者登録を受けたものは、委員会が別に定める予約受付期間内に、インターネット又は市の施設に設置される情報端末を利用して、使用許可の申請（前条第3項に規定する申請を除く。）の予約をすることができる。 5 (略)	(使用者登録を受けたものに係る使用許可の申請の予約等) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 使用者登録を受けたものは、委員会が別に定める予約受付期間内に、インターネット__を利用して、使用許可の申請（前条第3項に規定する申請を除く。）の予約をすることができる。 5 (略)			